

特別支援学級の増設に関する通学区域の設定について

1 審議会の設置目的及び所掌事務

島田市立の小学校及び中学校の通学区域の適正化を図るため、島田市教育委員会の諮問に応じ、小中学校の通学区域の設定について調査審議し、答申する。

※参考：別紙1「島田市立小学校及び中学校通学区調査審議会条例」第1条及び第2条

2 通学区域

- ・就学校の指定をする際の判断基準として、教育委員会があらかじめ設定した区域をいう。
- ・この「通学区域」については、法令上の定めはなく、就学校の指定が恣意的に行われたり、保護者にいたずらに不公平感を与えたりすることのないようにすることなどを目的として、道路や河川等の地理的状況、地域社会がつくられてきた長い歴史的経緯や住民感情等それぞれの地域の実態を踏まえ、教育委員会の判断に基づいて設定されている。
- ・島田市では、別紙2「島田市教育委員会就学事務取扱要綱」（内規）において規定されている。（別表1、2のとおり）

3 審議会スケジュールについて

10月 委員の選任、教育委員会へ付議（委員委嘱、諮問）

11月 審議会開催

11月 教育委員会へ答申

4 諮問内容

特別支援学級の増設に関する通学区域の設定について

島田第五小学校、大津小学校に知的学級増設

六合東小学校に知的学級、自閉情緒学級の増設

5 現状・課題・対策等

(1) 現状・課題

- ・現在は中学校区で一つの小学校を特別支援学級の拠点校として、知的学級・自閉情緒学級を人数に応じてクラス数を決めて運用しているが、近年、特別支援学級に在籍する、または支援を必要とする児童生徒が増加傾向である。
- ・拠点校を設けてあることにより、本来の小学校区ではない学校に通学するため、保護者の送迎が必要不可欠であり、自校での開設を希望する保護者が増えている。
- ・令和3年度に、特別支援学級に在籍している小学生人数は 132人
そのうち本来の学校ではなく、学区外から拠点校に通学している人数は 56人（42%）
（※学区外通学児童の割合が多い学校 一小62% 四小48% 六合小53%）

(2) 対策

- ・学区外通学児童の割合が多い学校に対し、自校に支援級が増設した場合、利用するかというアンケートに対し、移動する児童が、一定数いた。

- ・来年度、自校に特別支援学級が増設された場合（10月末現在の意向）

島田第四小学校から島田第五小学校に移動する児童	0人		
大津小学校に移動する児童	1人		
六合小学校から六合東小学校に移動する児童	2人		
自校に新設することによって通常級から支援級に移動する児童			
島田第五小学校	2人	新1年生	4人
大津小学校	2人	新1年生	2人
六合東小学校	9人	新1年生	0人

このような結果から、今回3つの学校を候補校に挙げた。

候補校：島田第五小学校、大津小学校に知的学級
 六合東小学校に知的学級、自閉情緒学級

6 教育委員会の考え

- ・保護者からある一定数の要望があることや、支援を必要とする児童の通学を含めた安心安全を考えると、要望のあった学校に支援学級の増設を計画どおり進めたい。
- ・特別支援学級を増設する場合、エアコン等の整備を含めた教室の改修や教員の配置も深く関わってくるため、来年度、増設する学校に確実に入級する児童を確保しながら進めなくてはならない。
- ・今回のアンケートで、通常級からの移動は多いが、現在拠点校に在籍している児童については移動が少なかった。これは、今まで在籍していた学校で、環境や人間関係にも慣れ、問題なく登校できていると判断する。このような児童については、本人や保護者の希望で今までどおり在籍していた学校に通うことを、要綱の第9条第1項1号を適用し、指定学校の変更を許可することとしたい。